

# 高松港 港湾計画 一部変更

前回改訂:平成 9年 11月(目標年次:平成20年代前半)



国土交通省

平成29年3月10日  
交通政策審議会  
第66回港湾分科会  
資料1-8

港湾管理者:香川県



# 計画変更箇所と変更のポイント

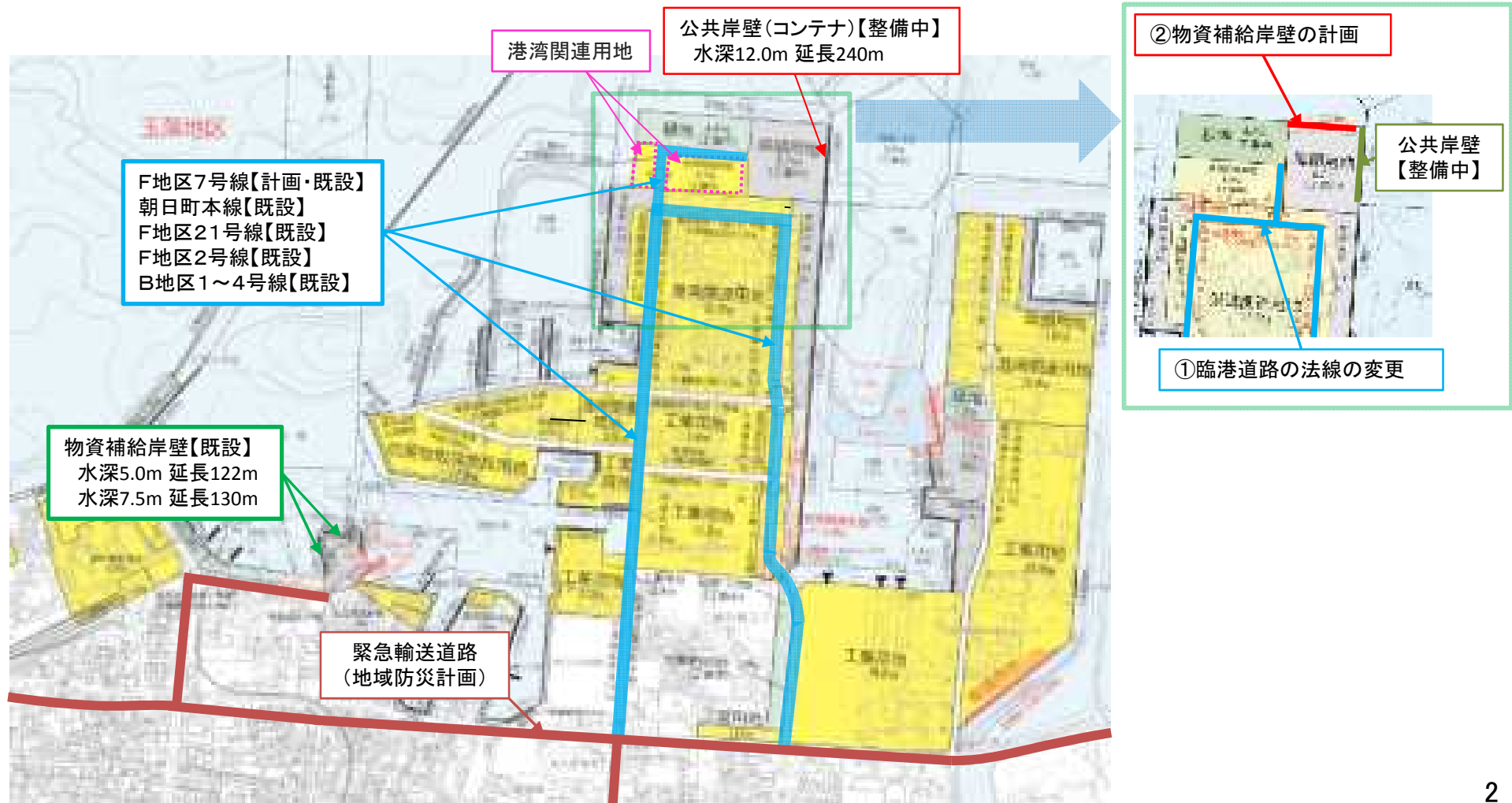
## 【変更のポイント】

- ① 周辺立地企業の要請に対応するため、臨港交通施設計画を変更する。
- ② 貨物船、作業船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、物資補給岸壁を計画する。



# 臨港交通施設計画等の見直し

- 既定計画では臨港道路により区分されている港湾関連用地を一体的に利用するとともに、朝日地区の東側に立地する企業の水深12m岸壁へのアクセス向上を図るため、臨港道路の法線を変更する。
- 既存の物資補給岸壁には着岸することができない大型船舶の物資補給の要請に応えるため、護岸の一部を新たに物資補給岸壁に位置付ける。



確認事項	「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」との適合
<p><b>臨港道路の変更</b></p>	<p>I 今後の港湾の進むべき方向                      1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築                      (2)臨海部の産業立地・活動環境の向上                      (前略)                      ターミナル隣接地における大型特殊貨物を円滑に輸送するための措置や幹線道路網とのアクセスの確保について関係機関と連携して取り組む。</p>
<p><b>港湾機能の再編</b></p>	<p>I 今後の港湾の進むべき方向                      6 スtock型社会に対応した効率的・効果的な事業の実施                      ⑦港湾施設の有効活用                      船舶の大型化や貨物・保管形態の変化、背後地の都市化等を背景として、<u>機能的に利用者に合わなくなった施設については、既存ストックの有効活用の観点から利用者や市民、NPO等からの要請も踏まえつつ、機能の増強や他の用途への転換等を行う。</u></p>

# 計画変更内容(朝日地区)

○臨港交通施設計画を変更するとともに、北側護岸において物資補給岸壁を計画する。

